

福祉医療制度が変わります。

扶桑町では、福祉の増進を図るため扶桑町内在住で保険加入者を対象に医療費の助成を行っています。平成 20 年 4 月診療分から医療費の助成制度が改正されますのでお知らせします。

子ども（乳幼児）医療費助成制度の助成拡大

平成 20 年 4 月診療分から、乳幼児医療費（入院・通院）の助成対象年齢が「義務教育就学前まで」から入院については「15 歳に達した日の属する年度の末日まで」通院については「12 歳に達した日の属する年度の末日まで」に拡大されます。

名称についても「乳幼児医療費助成制度」から「子ども医療費助成制度」に変更となりますが、現在お持ちの医療費受給者証についてはそのまま使用できます。

ただし、助成拡大（小学生以上）及び県外で受診された場合は医療機関の領収証をお持ちのうえ住民課窓口で医療費請求の手続を行ってください。

精神障害者医療費助成制度の変更

これまで、精神障害者の方の医療費助成は、住民課窓口で医療費請求の手続をしていただいております。しかし、平成 20 年 4 月診療分から、新しく「精神障害者医療費受給者証」を発行し、通院については、精神障害者医療費受給者証と健康保険証、障害者自立支援受給者証を医療機関の窓口で提示すると、保険内の診療であれば、医療費を支払う必要はありません。ただし、入院についてはこれまでと同じように住民課窓口で医療費請求の手続きが必要となります。（医療保険自己負担額を精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者は全額、その他は 1/2 助成）

精神障害者医療費受給者証の対象となる方には、役場から通知を送りますので、期限内に交付手続を済ませてください。

福祉給付金制度の変更

これまで、「福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書」をお持ちの方の医療費助成は、住民課窓口で医療費請求の手続をしていただいております。しかし、平成 20 年 4 月診療分から、新しく「後期高齢者福祉医療費受給者証」を発行し、後期高齢者福祉医療費受給者証と健康保険証を医療機関の窓口で提示すると、保険内の診療であれば、医療費を支払う必要はありません。ただし、県外で受診された場合は医療機関の領収証をお持ちのうえ住民課窓口で医療費請求の手続を行ってください。

後期高齢者福祉医療費受給者証の対象となる方には、役場から通知を送りますので、期限内に交付手続を済ませてください。

※現在手元にある「福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書」に医療機関の証明があり、申請がお済みでない方は、早めに住民課窓口で申請の手続を行ってください。

▼問合せ 健康福祉部 住民課 保険医療グループ 内線 242・246～248



福祉医療制度改正のポイント

改正前・・・平成 20 年 3 月診療分まで

制度名	対象者
乳幼児医療	出生日から義務教育就学前までの方
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方 ・腎臓機能障害 4 級までの方 ・進行性筋萎縮症 4～6 級までの方 ・知的障害者 I Q 50 以下の方 ・自閉症状群と診断された方 (老人保健法による医療受給者は除く)
精神障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法による自立支援医療受給者症(精神通院)を所持し、指定医療機関に通院している方 ・精神障害(アルコール・薬物中毒などを除く)に係わる入院治療中で医師の診断書などで証明を受けた方 ※入院については医療保険自己負担額 1/2 を補助
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭の 18 歳に達した年度末までのその子とその母親・父親 ・父母のない 18 歳に達した年度末までの子
福祉給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法による医療受給者などの方で、一部負担金の支払いが困難と町長が認めた方(障害者・ひとり暮らし・ねたきり)

改正後・・・平成 20 年 4 月診療分以降 (変更された部分は下線で表示)

制度名	対象者
子ども医療費	(通院) <u>出生の日から 12 歳に達した日の属する年度の末日まで(小学校卒業まで)</u> (入院) <u>出生の日から 15 歳に達した日の属する年度の末日まで(中学校卒業まで)</u>
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方 ・腎臓機能障害 4 級までの方 ・進行性筋萎縮症 4～6 級までの方 ・知的障害者 I Q 50 以下の方 ・自閉症状群と診断された方 (後期高齢者医療制度による医療受給者は除く)
精神障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法による自立支援医療受給者症(精神通院)を所持し、指定医療機関に通院している方 ・精神障害(アルコール・薬物中毒などを除く)に係わる入院治療中で医師の診断書などで証明を受けた方 ※入院については医療保険自己負担額を精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者は全額、その他は 1/2 助成 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉手帳 1・2 級をお持ちの方
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭の 18 歳に達した年度末までのその子とその母親・父親 ・父母のない 18 歳に達した年度末までの子
後期高齢者福祉医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度による医療受給者などの方で、一部負担金の支払いが困難と町長が認めた方(障害者・ひとり暮らし・ねたきり・精神障害)